

高根沢町復興推進計画

(法第17条「応急仮設建築物活用事業」関係)

平成24年10月25日

栃木県塩谷郡高根沢町

1 計画の区域

高根沢町全域

2 計画の目標

平成23年3月11日、東日本を襲ったマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震により、本町は、住宅の全壊7棟、大規模半壊74棟、半壊642棟、一部損壊2,688棟という大きな被害を受け、学校を始めとする公共施設についても甚大な被害が生じた。

このような状況において、仮設校舎の活用により地域児童の学習機会を確実に確保し、町民が幸せを感じ、誇りを持てるまちとしての高根沢町を目指す。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

震災により使用不能となった、町立阿久津小学校の新築建替えを実施する間、地域児童の適正な教育機会を確保するため、既整備の仮設校舎を引き続き運用・管理する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業の特別の措置の内容

【応急仮設建築物活用事業】

① 復興推進事業の内容

高根沢町において、震災の影響により建替えが必要となった町立阿久

津小学校の工事が完了し供用可能となるまでの間、適正な教育機会を確保するため、整備済みの仮設校舎を継続して運用・管理する。

② 実施主体

高根沢町

③ 特別の措置の内容（法第17条の規定に基づく措置）

2年3か月を超えて存続させようとする建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物（以下の所在地・用途・期間のもの）について、その所在地及び用途並びに応急仮設建築物活用事業の期間（存続させようとする期間）を定めた復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、当該応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることにより、当該期間内で1年を超えない期間、存続を延長することができる。

【対象となる応急仮設建築物】

名 称 高根沢町立阿久津小学校仮設校舎 1

所 在 地 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1178番地

用 途 校舎

延床面積 1409.58㎡

建築基準法による存続期間

平成23年 5月26日から平成25年 6月30日まで

応急仮設建築物活用事業の期間

平成25年 7月 1日から平成26年 3月31日まで

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、新校舎完成までの間、すでに建築した仮設校舎を継続して使用できることになり、適正な教育機会の確保に寄与する。

6 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、栃木県の意見を聴取した。

○意見の聴取内容

高根沢町復興推進計画については、支障ありません。